

別紙

「コンサルタント派遣及び作業種別研究会開催事業」実施要領

1 目的

障害者就労施設等にコンサルタントを派遣し、または同種の商品を製作する障害者就労施設等が集結して講習会等を行う作業種別研究会（以下、「研究会」という。）を開催することにより、商品開発のポイント、商品づくりのノウハウ、生産や販売の手法などを学び、授産製品の品質や付加価値の向上を図ることを目的とする。

2 派遣対象とする事業所

派遣対象とする事業所は、派遣希望申請のあった、平成24年4月11日付け障発0411第5号「工賃向上計画支援等事業の実施について」において事業の対象とされる県内障害者就労施設等とする。

3 実施方法

この事業は、以下の方法により実施する。

- (1) コンサルタントの派遣を希望する事業所は、受託者に対し、様式1により派遣申請を行う。
- (2) 申請のあった施設の中から、申請理由や希望する指導内容を勘案し、受託者が、コンサルタント派遣を決定する。
- (3) コンサルタントの選定・指導内容の項目整理等、派遣にあたり必要な情報は派遣を希望する事業所が受託者に情報提供を行う。
- (4) 研究会については、障害者就労施設等からメンバーを募り、全体会において幹事を選出し、活動計画を策定する。
- (5) 研究会を開催する場合、その周知等については、受託者が行う。
また、準備・撤去等が必要な場合は、メンバーが行う。
- (6) コンサルタントの派遣回数・派遣時間は、その内容によりコンサルタントと事業所で協議し、受託者が決定する。
- (7) コンサルタントの派遣を受けた事業所は、派遣終了後、速やかに様式2の報告書を提出する。

4 コンサルタントの要件

派遣するコンサルタントの要件は、以下のいずれかとする。

- (1) 専門知識を有する者（国家資格取得者など）
- (2) 業として実績を有する者
- (3) 受託者が、事業所の指導について専門知識を有すると認めた者

5 費用の負担

- (1) コンサルタント謝金、派遣にかかる交通費は予算の範囲内で受託者が負担する。
- (2) コンサルタントの指導にあたり、必要な会場費・材料費・消耗品等は、派遣を希望する事業所が負担する。ただし、研究会開催の場合は、予算の範囲内で受託者が負担する。
- (3) 研究会開催の場合、メンバーの交通費は、予算の範囲内で受託者が負担する。

附 則
この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年5月31日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。